

大分港大在コンテナターミナル利用転換促進助成金 交付要領

(助成対象貨物)

第3条関係

- 1 事業期間は令和2年度から令和7年度とし、事業期間内に発生した助成対象貨物については、助成開始年度から3年間助成を行う。
- 2 大分港と他港を併用している貨物については、必要に応じて令和元年度の大分港利用貨物量を海運貨物取扱業者（以下「乙仲」という。）に確認する。
- 3 大分港と他港を併用していた貨物のデマレージについては、必要に応じて令和元年度の大在CTにおけるデマレージ状況を乙仲に確認する。
- 4 荷主所有コンテナ（SOC：Shipper's Own Container）の輸出入については助成対象貨物とし、キャリアー所有コンテナ（COC：Carrier's Own Container）は対象としない。※いわゆるポジショニング用の空コンテナは対象としない。

(助成対象者)

第4条関係

- 1 助成対象貨物の助成対象者が変わった場合（商社A→商社B、実輸出入者→商社など）は、前助成対象者の権利を引き継いだものとして、前助成対象者の残期間を助成する。
- 2 乙仲が申請者になる場合は、荷主からの承諾書（第3号様式）が必要である。乙仲が申請者になる際の荷主との諸条件については、当事者間で決定することとし、委員会は関与しない。
- 3 B/Lに記載されていない実輸出入者が申請を行う場合は、B/Lに記載された荷主からの承諾書及び実輸出入者であることが証明できる契約書等の写しが必要である。承諾書の様式は特に定めないが、第3号様式を準用してもよい。

(助成対象期間)

第6条関係

- 1 本助成の対象期間は暦年ではないことに注意。
- 2 本助成は3年間継続して行うもの（予算の範囲内）であり、例えば2年目に対象貨物が無い場合でも、3年目に対象貨物があれば助成対象となる。この場合、4年目は対象とならない。（3回助成を行うものでは無いことに注意）

(交付申請)

第7条関係

- 1 交付申請の時期は、年度毎に会長が定め大在コンテナターミナルのホームページ(以下「HP」という。)上で公表する。
- 2 予算状況により、追加申請を受け付ける場合もある。その際はHPにおいて公表する。
- 3 事業計画明細書の欄について、輸出と輸入は別欄に記入すること。
- 4 貨物名、相手国名・港名は「〇〇他」という記載でよい。
- 5 デマレージ助成については、見込みを立てづらいと考えられるので、大まかな予測数量でも可とする。また、予算の範囲内で、増額変更についても柔軟に対応する。

- 6 令和元年度大在CT利用状況証明書（第2号様式）について、乙仲が複数いる場合は乙仲ごとに作成すること。
- 7 荷主が乙仲に対し助成にかかる権限を委譲した場合であっても、乙仲が準備できない書類については、荷主に対して提供を求める。（提出されない場合は交付決定を行わない）

（変更交付申請）

第9条関係

- 1 助成項目（利用転換助成、デマレージ助成）間の流用については、変更交付申請は要さない。
- 2 交付決定額の変更を伴わない変更の場合は、報告のみでよい。（社名や代表者の変更、相手国・港の変更など）

（実績報告）

第11条関係

- 1 要綱に記載した書類のほか、利用転換助成対象貨物量及び助成対象デマレージ額の確認ができる書類を提出すること。
- 2 乙仲へ、助成に係る権限を委譲した場合であっても、乙仲が準備できない書類については、荷主に対して提供を求める。（提出されない場合は額の確定及び支払いを行わない）

[平成29年4月1日 施行]

[令和3年4月1日 施行]

[令和4年4月1日 施行]

[令和5年4月1日 施行]

[令和6年4月1日 施行]